

緑税務署からの 重要なお知らせ

確定申告は か で自動計算・自動入力・自宅からe-Tax！

ICカードリーダライタ不要！

スマホ

←確定申告書等
作成コーナーは
こちら

PC

国税庁

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力

マイナポータル連携について

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！

【e-Taxの5つのメリット！】

- ① 税務署への持参不要
- ② 印刷・郵送代不要
- ③ 一部を除き添付書類不要
- ④ 24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除く）
- ⑤ 書面より早期に還付

申告書作成会場での相談の方は、
「入場整理券」が必要です

必ず入場できます！
おすすめです



入場整理券の 配付方法

LINEで入場日時を指定 ※注1

当日、会場で配付 ※注2

注1：原則として、LINEからの事前発行は、来場希望日の10日前から2営業日前まで可能です。

注2：配付枚数には限りがありますので、当日、会場にお越しただいても入場できない場合があります。
入場整理券をお持ちでない方は、申告書作成会場には入場できません。

相談はチャットボットや電話でもできます

▶ チャットボットでの相談



ご質問を入力いただければ、AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。

税務職員ふたば

インボイス特設サイト



▶ お電話での相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの使い方
(操作方法等)

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

インボイス制度の
一般的なご質問は

(フリーダイヤル)

0120-205-553 (無料)

(9:00~17:00土日祝日を除く)

安全・便利・非対面 キャッシュレス納付のご案内

振替納税

事前に届け出た預貯金口座から指定された
期日に自動で引き落とすことにより納付でき
ます。

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申
告書を提出する必要がある方におすすめです。



① 所得税・消費税の
依頼書の提出
(初回のみ)
→
② 確定申告

→
③ 口座引落し
で納付



初回のみ振替依頼書の提出が必要です
※ e-Tax による提出が可能です

スマホアプリ納付 (令和4年12月開始予定)

決済専用Webサイト(スマートフォン専用)におい
て、スマホアプリ(〇〇Pay等)を使用することにより
納付する方法です。

スマホアプリ(〇〇Pay等)を使用している個人の方
が対象となります。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

スマホ等でe-Tax申告後

国税スマートフォン
決済専用サイト

② Pay払いの選択・

① 申告後、スマホ
アプリ納付を選択

PayPay d払い

※ 事前に利用する、

LINE Pay all PAY

Pay払いへのアカウ

Pay amazon pay

ント登録及び

チャージが必要

緑税務署申告書作成会場開設日 令和5年2月3日(金)~

【受付時間】 8時30分~16時00分 【相談時間】 9時15分~17時00分

【問合せ先】 緑税務署 ☎045-972-7771 (代表) 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町22-3

※ 3月は大変混雑するため2月末までにお越しください。

※ 4月中旬まで税務署の駐車場は使用できません。

※ 税務署には、ご利用可能なコピー機がありませんので、あらかじめご了承ください。

東京地方税理士会緑支部からのお知らせ

1 税理士による無料申告相談会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時 間
1月31日(火)～2月2日(木)	緑公会堂	中山駅 【JR・市営地下鉄】	【受付】9:15～ 【相談】9:30～16:00
2月8日(水)～2月9日(木)	ハウスクエア横浜	中川駅【市営地下鉄】	(休憩:12:00～13:00)

- 事業、不動産及び雑所得がある方で、令和3年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）で緑税務署に申告される方。
- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
- 譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。

2 東京地方税理士会緑支部による無料申告相談会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時間
2月7日(火)	ハウスクエア横浜	中川駅【市営地下鉄】	【受付】9:45～ 【相談】10:00～15:00 (休憩12:00～13:00)

- 年金収入のみの方及び年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方（年金・給与収入が800万円以下の方）で緑税務署に申告される方。
- 事業所得、不動産所得及び譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などのある方は相談をお受けできません。

3 入場整理券を配布します！入場整理券は、オンラインによる事前申込が可能です！

- オンラインによる事前申込は令和5年1月6日(金)から受け付けます。なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 【事前申込における予約サイトの操作方法に関するコールセンター】
《電話》050-3196-3904 《受付時間》10:00～12:00・13:00～16:00
《期間》令和5年1月6日(金)～令和5年2月17日(金)※土日祝日は除く
- 一部、当日入場整理券の配付を行います。なくなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi106/booking_pages

4 来場される場合の必要書類等

- 計算器具、筆記用具及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し）
- 年金または給与所得の源泉徴収票及び医療費控除の明細書など申告に必要な書類
- 過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号（半角数字16桁）と暗証番号のわかる書類
- 本人名義の金融機関口座番号がわかるもの
- 前年分の確定申告書等の控え
- 事業、不動産及び雑所得がある方は、これらの計算の基となる書類をお持ちください。
- 個人事業者の消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、消費税簡易課税制度選択届出書の控えをお持ちください。

5 各会場の注意事項

- ご来場の際は、少人数でのご来場、マスクの着用、入口での検温及び消毒にご協力をお願いします。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 来場者のための駐車場のご用意はございません。

各区役所からのお知らせ

年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は、各区役所で作成と受付ができます！

緑 区	青葉区	都 筑 区
緑区役所 3階 3A会議室	青葉区役所 3階	都筑区役所 3階 第6会議室・研修室

【受付期間】 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日及び祝日を除く

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

- 給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、本人名義の金融機関と口座番号がわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
- 各区役所の駐車場は有料です。
- 青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。